

移住支援金のご案内

◆申請要件

(1) 下記①～⑧をすべて満たす必要があります。

- ① 令和3年4月1日以降に秩父市へ転入したこと
- ② 申請時において秩父市に転入後1年以内であること
- ③ 申請日から5年以上、継続して秩父市に居住し、かつ、就業先に勤務または起業する意思があること（5年未満となった場合は返還金が生じます（※1））
- ④ 秩父市への転入直前の10年間のうち通算5年以上、以下のいずれかに該当すること（それぞれに該当する期間の合算可能）
 - ・ 東京23区内に在住
 - ・ 東京都、埼玉県、千葉県または神奈川県（条件不利地域（※2）を除きます）に在住し、東京23区内に通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る）
 - ・ 東京圏に在住しつつ、東京23区内の大学へ通学した経験があり、東京23区内の企業に就職した事があれば、当該通学期間も通算年数に含まれる。
- ⑤ 秩父市への転入直前に連続して1年以上、以下のいずれかに該当すること（それぞれに該当する期間の合算可能）
 - ・ 東京23区内に在住
 - ・ 東京都、千葉県または神奈川県（条件不利地域（※2）を除きます）に在住し、東京23区内に通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る）（※3）
- ⑥ 以下のいずれかに該当すること
 - ・ 「働くなら埼玉！移住支援金求人サイト」その他各都道府県が開設するマッチングサイトに移住支援金の対象として掲載されている求人に応じた【就業】
 - ・ 埼玉県起業支援金補助事業の交付決定を受けており、かつ、申請時において当該交付決定日から1年以内である【起業】
 - ・ プロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業を利用して就職しており転勤、出向、出張、研修等の勤務地変更ではなく、新規の雇用である【専門人材】
 - ・ 所属先企業からの命令ではなく、自己の意思で移住した【テレワーク】
- ⑦ 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でない
- ⑧ 以下のいずれかに該当すること
 - ・ 日本人
 - ・ 外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有する

（裏面に続く）

(2) 上記⑥で【就業】を選択した場合、さらに下記⑨～⑬をすべて満たすことが必要です。

- ⑨ 勤務地が東京圏（東京都、埼玉県、神奈川県および千葉県）以外の地域または東京圏内の条件不利地域（※2）に所在すること
- ⑩ 就業先が3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人でないこと
- ⑪ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること
- ⑫ 求人への応募日がマッチングサイトに移住支援金の対象求人として掲載された日以降であること
- ⑬ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること

(3) 世帯向けの金額（1世帯あたり100万円）を申請する場合、さらに下記⑭～⑰をすべて満たすことが必要です。

- ⑭ 申請者以外の世帯員が移住元で申請者と同一世帯に属していたこと
- ⑮ 申請者以外の世帯員が申請時において申請者と同一世帯に属していること
- ⑯ 申請者以外の世帯員がいずれも令和3年4月1日以降に秩父市に転入し、かつ、申請時において秩父市に転入後1年以内であること
- ⑰ 申請者以外の世帯員がいずれも暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと

※1 申請日から3年未満で秩父市から転出した場合、または申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合は全額返還、申請日から3年以上5年以内で秩父市から転出した場合は半額返還となります。

※2 1都3県の条件不利地域は以下のとおりです。

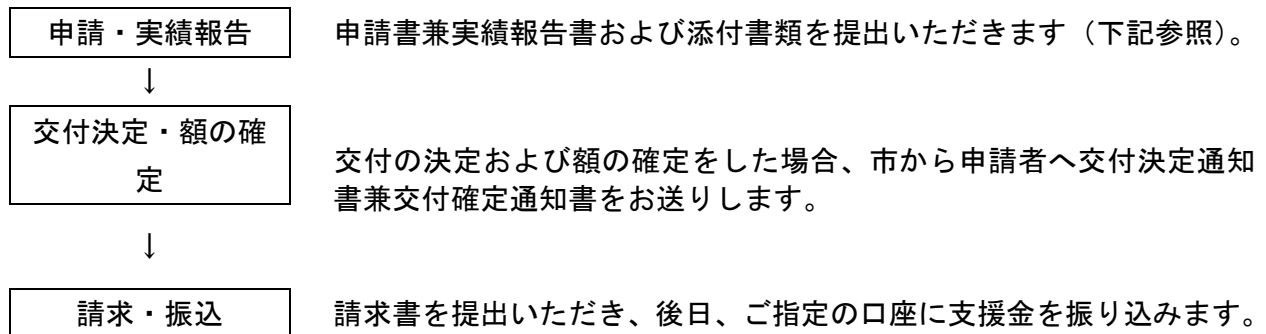
東京都	檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈島、青ヶ島村、小笠原村
埼玉県	飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町
千葉県	館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
神奈川県	山北町、真鶴町、清川村

※3 東京23区内への通勤期間の算定にあたっては、秩父市へ転入する3か月前までを1年の起算点とすることができます。

◆補助金額

- ・ 単身での移住の場合 1人あたり60万円
- ・ 世帯での移住の場合 1世帯あたり100万円

◆手続きの流れ



◆申請方法

下記①～⑫を「秩父市移住相談センター」へ直接または郵送にてご提出ください。

【全申請者が提出必須の書類】

- ① 移住支援金交付申請書兼実績報告書【様式第1号】
- ② 本人確認書類（写真付き身分証明書 等）の写し
- ③ 申請者の住民票（秩父市）の写し
- ④ 移住元の住民票の除票（移住元の住所・在住期間を確認できるもの）
- ⑤ 移住支援金の振込先の預金通帳またはキャッシュカードの写し
- ⑥ 移住支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書【様式第1号の2】

【23区内通勤者（雇用者）のみ】

- ⑦ 移住元での在勤地、在勤期間、雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類（東京23区で勤務していた企業等の就業証明書 等）

【23区内通勤者（法人経営者・個人事業主）のみ】

- ⑧ 移住元での在勤地を確認できる書類（開業届出済証明書 等）
- ⑨ 移住元での在勤期間を確認できる書類（個人事業等の納税証明書 等）

【23区内通勤者（通学期間を含める）のみ】

- ⑩ 卒業証書等（在学期間や卒業校を確認できる書類）

【就職・専門人材】

- ⑪ 就業先企業等の就業証明書（移住支援金の申請用）【様式第2-1号】

【起業】

- ⑫ 起業支援金の交付決定通知書の写し

【テレワーク】

- ⑬ 就業先企業等の就業証明書（移住支援金の申請用）【様式第2-2号】

【世帯向け金額の申請者のみ】

- ⑭ 世帯全員の住民票（秩父市の住民票）の写し
- ⑮ 移住元の住民票の除票の写し（移住元における世帯員の住所を確認できるもの）

お問い合わせ

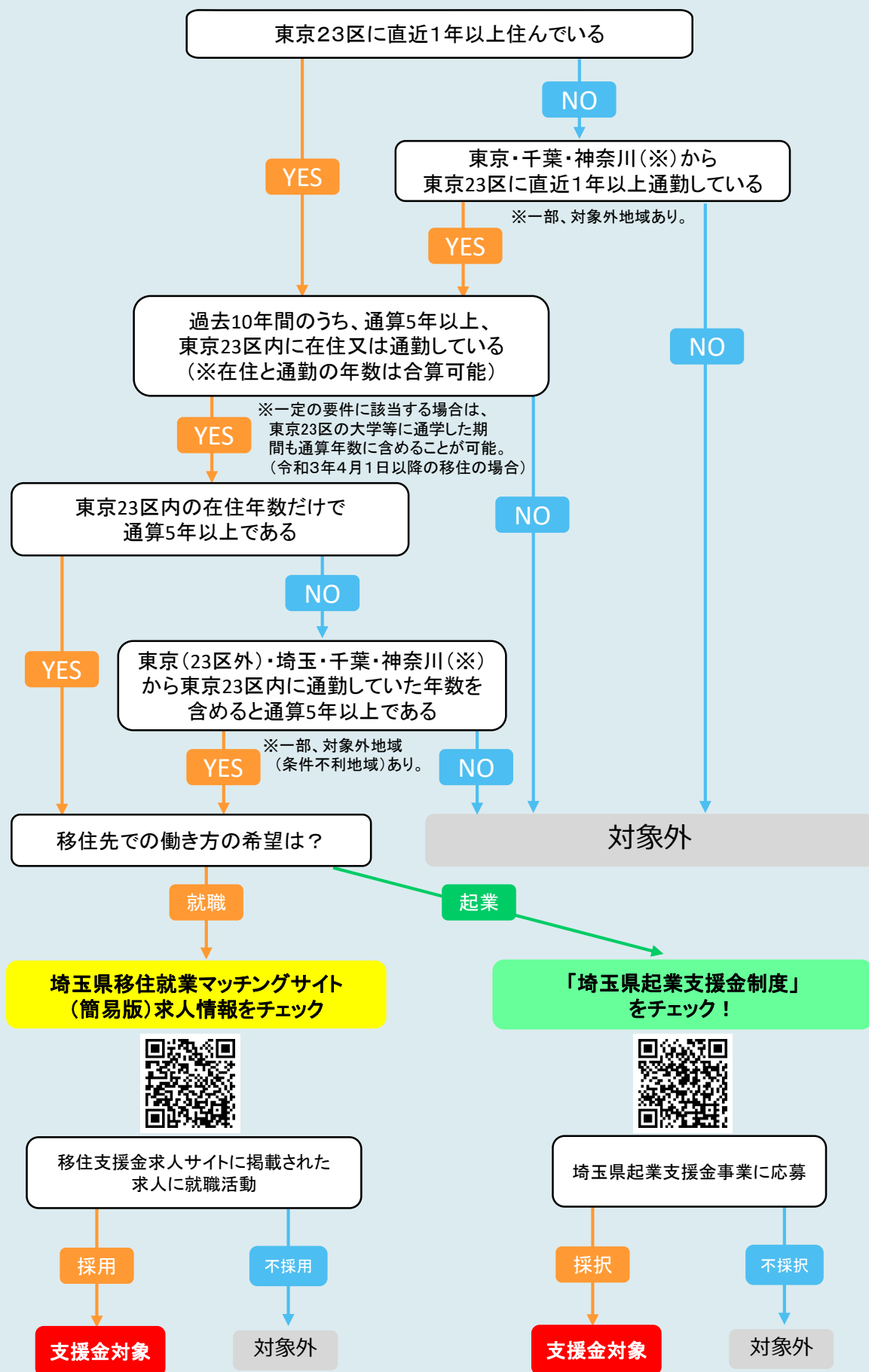
秩父市役所 市長室 地域政策課 移住相談センター

〒368-0041 埼玉県秩父市番場町9番5号

TEL/FAX : 0494-26-7946 E-mail : seisaku@city.chichibu.lg.jp

今すぐ
確認！

移住支援金対象確認フローチャート (マッチングサイト掲載求人に就職又は起業の場合)



※移住支援金の申請は、埼玉県内の対象市町村に転入後1年以内に行う必要があります。

様式第 1 号（第 5 条関係）

移住支援金交付申請書兼実績報告書

令和 年 月 日

秩父市長 様

秩父市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の交付を受けたいので、次のとおり移住支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書と関係書類を添えて申請し、支援金額の実績を報告します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名	⑤		年 月 日
住所	〒	電話 番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯		単身 60 万円		世帯 100 万円	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
支援金の種類		就業		起業	うち18歳未満の人数	人
		テレワーク			加算額	万円

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）

申請日から5年以上継続して、秩父市に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（就業・起業の場合のみ記載） 申請日から5年以上継続して、就業・事業継続（※起業した者の場合）する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない

(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役等の経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する
(テレワークの場合のみ記載) 秩父市への移住の意思について		A. 自己の意思である		B. 所属からの命令である

※各事項のB.に○をつけた場合は、移住支援金の対象となりません。

4 移住元の住所

(注) 移住直前10年間における、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県（条件不利地域を除く）での在住履歴を記載

期間	住所
	〒
	〒
	〒
	〒
	〒

※移住元に関する要件のうち、在住・通勤の通算年数に算入する分の住民票の除票の写しを全て提出してください。

※東京23区内の大学等へ通学した期間を通算年数に算入する場合には、卒業証明書等（在学期間や卒業校を確認できる書類）の提出が必要です。

5 （東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載）東京23区への在勤履歴

(注) 移住直前10年間における、東京23区への在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地

※下記の書類については、移住元に関する要件のうち、通勤の通算年数に算入する
分を全て提出してください。

- ①東京２３区で勤務していた企業等の就業証明書その他移住元での在勤地、在勤期
間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類
- ②開業届出済証明書その他移住元での在勤地を確認できる書類
- ③個人事業等の納税証明書その他移住元での在勤期間を確認できる書類

6 （テレワークによる移住者のみ記載）移住後の生活状況

勤務先・部署名	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週 ・ 月 ・ 年 回程度／行くことはない ／その他（ ）

様式第 1 号の 2（第 5 条関係）

移住支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書

移住支援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約及び同意します。

1 誓約事項

- （1） 移住支援金に関する報告及び立入調査について、埼玉県及び秩父市から求められた場合には、それに応じます。
- （2） 以下の場合には、秩父市移住支援金交付要綱に基づき、支援金の全額又は半額を返還します。
 - ア 虚偽の申請等をした場合：全額
 - イ 移住支援金の申請日から 3 年未満で秩父市から転出した場合：全額
 - ウ 移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - オ 移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内で秩父市から転出した場合：半額

2 同意事項

埼玉県及び秩父市が、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住・就業支援金に係る事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。

令和 年 月 日

秩父市長 様

	住 所	
申請者	氏 名	印

様式第 2－1 号（第 5 条関係）

就業先企業等の就業証明書（移住支援金の申請用）

年 月 日

秩父市長 様

所在地
事業所名
代表者名 印
電話番号
担当者

下記のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	
勤務者と代表者又は取締役等の経営を担う者との関係 ※マッチングサイト掲載求人の場合	
※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない ☐ プロフェッショナル人材事業 ☐ 先導的人材マッチング事業 (上記いずれかに✓を入れてください。)

備考 埼玉県に移住就業等支援金支給事業補助金交付事業及び秩父市の移住支援金交付事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、埼玉県又は秩父市の求めに応じて提供することについて、勤務者の同意を得ています。